

養護教諭・栄養教諭の今後の養成・採用・研修の在り方について 議論のまとめ

令和8年5月18日

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会
教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ
養護教諭・栄養教諭作業部会

目次

はじめに	1
1. 教員免許状・養成の在り方について	2
(1) 養護教諭	2
① 養護教諭に関する総論	2
② 科目区分	3
③ 各科目に含めることが必要な事項	3
【「養護等に関する科目」関係】	3
【「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」関係】	4
【その他】	5
④ 単位数	5
⑤ 強み専門性	6
⑥ その他	7
(2) 栄養教諭	7
① 栄養教諭に関する総論	7
② 一種免許状・二種免許状を統合する場合の基礎資格の取扱い	8
③ 科目区分	9
④ 各科目に含めることが必要な事項	9
【「栄養に係る教育等に関する科目」関係】	9
【「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」関係】	10
【その他】	10
⑤ 単位数	11
⑥ 強み専門性	11
⑦ その他	12
2. 採用について（栄養教諭のみ）	12
3. 研修について（養護教諭・栄養教諭 共通）	13
4. その他	13
（教科指導について）	13
（学校内における更なる活躍促進に向けて）	14

はじめに

令和6年12月、中央教育審議会に、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について諮問がなされ、まず同審議会下の教員養成部会において、論点整理が行われた（令和7年10月15日）。

また、同部会下に置かれた教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）において、今後の教職課程や教員免許制度の在り方について、「中間まとめ」として方向性が示された（令和8年1月19日。以下の参考参照）。

制度の更なる詳細については、より具体的かつ専門的見地から審議を行うため、ワーキンググループ及びワーキンググループの下に各作業部会が設置され、養護教諭及び栄養教諭に係る養成・採用・研修については養護教諭・栄養教諭作業部会（以下「当作業部会」という。）において審議を進めてきた。

当作業部会では、教員養成部会の論点整理及びワーキンググループにおける中間まとめを基に、計4回にわたり審議を重ねてきた。この議論のまとめでは、これからの時代に求められる養護教諭及び栄養教諭の養成・採用・研修の在り方についてその方向性や取り組むべき方策等を提言する。

今後、ワーキンググループ及び教員養成部会において、本議論のまとめを踏まえて更なる検討が進められることを期待する。

【参考】今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）

（令和8年1月19日中央教育審議会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ）（抄）

教職課程の見直しイメージ～「学び続ける教師としての基礎能力」の考え方②（抄）

学校種共通の考え方

- ① 教養科目（免許法施行規則第66条の6に定める科目）と介護等体験も含め、既存の事項を再整理し、学びの体系化と最適化を図る。
- ② 教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「教科（領域）等の指導法」「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2種類に再編し、科目区分内の複数事項が接続・連携した科目の開設を促進する。
- ③ 教員養成フラッグシップ大学の取組や、教員養成部会及び本ワーキンググループの議論を踏まえ、今日的な教育課題解決に繋がる内容「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」「教育における多様性の包摂」「教育データの活用及び人工知能」等を加える。
- ④ 教育実習の総単位数を維持しつつ、早期から学校現場で学ぶための「学校体験活動」と「特別支援学校（学級）」の実習を促進する。
- ⑤ 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験に加え、現行法における介護等体験を含むことができることとする。
- ⑥ デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化を徹底。
- ⑦ 既存分も含め、事項名称や単位数の詳細は学校種ごと（幼稚園、小学校、中学校・高等学校、養護教諭・栄養教諭、特別支援学校）の作業部会で更に検討を進めるが、現行の一種免許状と二種免許状は、基礎的な免許状として統合を図ることとする。

学校種毎の主な考え方（抄）

- ④ 養護教諭・栄養教諭 中学校をベースに、養護（栄養に係る教育）及び教職に関する科目に含めることが必要な事項及び単位数を見直す。

1. 教員免許状・養成の在り方について

(1) 養護教諭

① 養護教諭に関する総論

養護教諭は、幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の養護をつかさどり、保健管理、保健教育、健康相談及び保健指導、保健室経営並びに保健組織活動を担っている。

児童生徒が抱える現代的な健康課題は多様化・複雑化し、特に不登校児童生徒の割合は増加の一途をたどっている。こうした状況に対応するために、養護教諭においては心理・福祉等の更なる資質能力の向上に取り組むこと等が求められている。

また、今回の全体的な見直し方針では、様々な強みや専門性を持った教師がチームとなることで、学校教育全体の質を向上させることとなっており、そのために様々な「強み専門性」を持った養成課程を実現し、さらにその要素を可視化していくこととなっている。

この点について、教師の専門性には、各教員免許を持つ者が共通的に持つべき専門性と、各人が所属する学科・学部の学位課程等において培われる専門性がある。前者は全員が共通的に履修する教職課程に位置付けた上で、後者の中から今般の「強み専門性」の要素を設定していくことが求められる。

すなわち、養護教諭に関しては、児童生徒等の教育をつかさどる教諭等とは異なり、児童生徒等の養護をつかさどるための専門性を持っているものであることを踏まえつつ、現行の養成課程の中から全ての養護教諭が共通的に持つべき専門性を担保するために欠かせない範囲を判断し、教職課程に位置付けた上で、養護教諭の養成課程を持つ大学で強めていくべき要素を設定することとなる。具体的には以下のように考えられる。

- 教職課程で培われる専門性は、例えば、学校での救急処置や健康診断等の保健管理、児童生徒等の心身の健康課題への対応等の健康相談・保健指導、学校保健活動のセンター的役割を果たす保健室経営、校内外における他職種及び関係機関とも連携した保健組織活動などであり、他の教諭と比較したときに、養護教諭が持つ専門性と言えるものである。
- 学位課程で培われる専門性は、養護教諭に共通的に求められる知識・技能を土台として、更にその専門性を深めていくべき分野として、大学や学生の自律的なカリキュラムマネジメントにより獲得されるものであり、養護教諭免許状を持つ者の中でそれぞれ異なりうる専門性と言えるものである。

② 科目区分

教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「養護等に関する科目」と「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」に再編する

- 科目区分を「教科（領域）等の指導法」「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2種類に再編するという全体の方向性を反映する。
- 養護教諭でいう「教科（領域）等の指導法」は「養護に関する科目」であるところ、今般、当該区分に「道徳の理論及び指導法」等を分類することになるため、科目区分名を「養護等に関する科目」とする。

③ 各科目に含めることが必要な事項

【「養護等に関する科目」関係】

「養護概説」の名称を「養護教育学」又は「養護教育概論」に改める

- 現行の「養護概説」は、1校に1人配置が多く学校内で同じ職種と接する機会が少ない養護教諭が迷わずに職務に当たれるよう、養護教諭の職務、役割、心構え等を学び、職としてのアイデンティティを確立することに資するものであるが、一般的に「養護」だけでは養護教諭のみを指す概念と特定できないことに加え、「概説」は全体のおおまかな説明という意味であり、より適切に内容を示せる名称とすべきではないかとの指摘があった。
- これを踏まえ、「養護」を「養護教育」とし、一定の知識体系を示す「〇〇学」という表現と合わせて「養護教育学」、又は全体像を理論的に論じる際に使う「〇〇概論」という表現と合わせて「養護教育概論」とすべきである。
- いずれの表現とするかは、法令に位置付けるに当たってどちらが適切であるか、検討が必要である。

「精神保健」を「精神保健（臨床心理学を含む。）・社会福祉」に改める

- 上述のとおり、児童生徒等の心身の健康課題が多様化・複雑化する中で、養護教諭には心理・福祉に関する資質能力の向上が求められている。
- これについて、現行の「養護に関する科目」の「精神保健」について、「精神保健（臨床心理学を含む。）」とした上で「社会福祉」も加えることで、養護教諭の持つ専門性を踏まえた心理・福祉関係の資質能力の担保を図ることとする。

「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」を「看護学（臨地実習及び救急処置を含む。）」と改める

- 現行の「臨床実習」という名称について、病院での実習に限定されると受け止められる恐れが指摘されており、最近では介護施設等の現場での実習も読むことができる場合、「臨地実習」という語が使われることが多くなっている。
- 養護教諭免許のための実習先が病院を中心としなければならない理由はないことから、名称を改める。

「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容」を「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法」、「特別活動の指導法」として「養護等に関する科目」に再編する

- 現行では一つの事項を、中学校教諭の見直しの方針に合わせて三つの事項に分けることとする。
- さらに、児童生徒等を取り巻く環境の変化に応じ、養護教諭においても、道徳や総合的な学習の時間、特別活動等における指導への参画が進むよう、それらの内容のみならず、指導法までを修得することとする。
- また、他の免許と同一のカリキュラムを活用できるよう、「教科（領域）等の指導法」に当たる「養護等に関する科目」に再編する。

「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び情報通信技術」に改める全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 全体の見直し方針であり、他の教諭と同様に考えるべきものであると考えられることから、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

【「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」関係】

今日的な教育課題解決に繋がる内容（「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」、「教育における多様性の包摂」、「教育データの活用及び人工知能」）を追加する全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 全体の見直し方針であり、他の教諭と同様に養護教諭も必要なものと考えられることから、それぞれ追加することとする。
- 科目区分は中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を「教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。）」に改める全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 全体の見直し方針であり、他の教諭と同様に考えるべきものであると考えられることから、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の最低単位数を1単位から2単位にする他作業部会からの提言への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 本作業部会と同列に設置されている特別支援教育作業部会において、全体の見直し方針に追加すべきと提言があったものであり、この対応について、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

【その他】

免許法施行規則第66条の6（「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位）については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 他の教諭と同様に考えるべきものであると考えられることから、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

④ 単位数

原則的に事項ごとの単位数は設定せず、各科目のベースとなる現行の科目の二種免許状の必要単位数の合計に、再編により追加された事項を各1単位（最低単位数があるものはその単位数）として計算した合計値を、各科目全体の必要単位数として設定する
ただし、特に養護教諭として必要性・専門性が高い「看護学」や、全体の方針において必要とされる事項については、最低単位数を設けるものとする

- 現行の養成課程では、「養護に関する科目」に分類された事項について個別の単位数が設定されているが、大学等がより独自性を持ったカリキュラム設定をできるようにするという全体の見直しの趣旨も踏まえ、科目内での個別の単位設定は基本的に設けないこととする。

- しかし、児童生徒等の養護をつかさどるために欠かせない知識や技術を教授する「看護学」は、現行の課程で一種・二種免許状ともに10単位以上の履修が求められているように、その修得に要する単位数が多い事項である。
- このため、今般の見直し全体の方針である大学等の自律的なカリキュラムデザインの促進と、養護教諭として担保すべき専門性の維持とのバランスを考慮し、最低単位数を8単位とする。
- なお、現行よりも最低単位数が抑えられる一方で、学問分野としての看護学の広がりや踏まえると、「看護学」に含まれる広範な知識や技術の中でも、養護教諭として学校で必要とされる内容を中心とした知識等の習得に漏れがないよう求めていくことが必要である。
- その他、全体の方針において最低単位数が設定されている事項の取扱いについては、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

⑤ 強み専門性

分野は「看護」、「心理」、「福祉」、「教育学」等とし、共通的な課程に上乗せで必要な単位数は10単位以上とする

- 総論でも述べたとおり、今般の制度見直しにおける「強み専門性」について検討するに当たっては、教職課程において培われる専門性と、学位課程において培われる専門性とがあり、「強み専門性」は後者の中から設定することとなる。
- 養護教諭が職として求められる要素や、養護教諭を養成する大学において修得しやすい要素を踏まえると、「強み専門性」の分野としては「看護」、「心理」、「福祉」、「教育学」等が考えられる。
- 一方、養護教諭については、現行の二種免許状でも、最低42単位の修得が必要など、最低限必要な専門性の修得に要する単位数（教職課程に位置付けられるべき科目の単位数）が教諭に比べて多い。
- その背景には、④で述べたように看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）の最低単位数が多く設定されていることをはじめ、解剖学・生理学、「微生物学、免疫学、薬理概論」等、医療の専門性に関する科目が必須とされていることがある。
- これらの科目については、全ての者が履修すべきものである一方、養護教諭の「強み専門性」とも重なることから、こうした科目を含めて「強み専門性」の必要単位数を設定する必要がある、具体的には、共通的な課程の部分を除いた単位数としては、10単位以上とすることが妥当である。

⑥ その他

- ▶ 養護教諭の業務はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関や保健所、児童相談所をはじめとする他業種・他機関との連携や、保護者対応も重要である。
- ▶ 他業種・他機関との関係構築の方法等については、学校において必要となる内容を中心とした「看護学」と相俟って養護教諭の専門性の根幹を形作り、養護教諭の職務に直接的に関わる科目である「学校保健」、「健康相談活動の理論及び方法」及び「養護教育学（又は養護教育概論）」において引き続き着実に指導することが求められる。
- ▶ また、連携時に必要な医学的な知識等については、「衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）」や「解剖学・生理学」、「看護学」等において引き続き着実に指導することが求められる。
- ▶ 児童生徒等への指導に関する資質能力の向上も重要である。これについても、「健康相談活動」や「養護教育学（又は養護教育概論）」等において、しっかりと学生が学べるようにすべきである。

（２）栄養教諭

① 栄養教諭に関する総論

栄養教諭は、児童生徒等の栄養の指導及び管理をつかさどり、給食の時間や教科等における食に関する指導への参画、食に関して特別な配慮を必要とする児童生徒等に対する個別的な相談指導のほか、学校給食に係る栄養管理、衛生管理等を担っている。

特に、児童生徒等の生活環境や健康課題が多様化、複雑化する中で、他の教諭とは異なる専門性を背景に、児童生徒等の望ましい食生活習慣の形成のほか、現代的な課題に対応した食育の推進に向けた対応が求められている。

共同調理場方式が増え、1人で複数校を担当することが多くなったことで、調理場と学校間の移動等も含め給食管理に関する業務負担も大きく、学校にいられる時間が限られる中で、学校における指導や、他の教師との連携等を充実させていくための方策も見据えた栄養教諭の在り方を考えていくことが必要である。

② 一種免許状・二種免許状を統合する場合の基礎資格の取扱い

基礎資格としては、栄養士免許を受けていることでも許容されるとしつつ、栄養教諭が専門性をより高く発揮できるよう、管理栄養士免許を持っていることが標準的なものとして考え、管理栄養士の免許を取得することが望ましいとする方針を維持する

- 現行制度では、一種免許状・二種免許状の効力は同じであるが、基礎資格については、一種は学士の学位に加え、管理栄養士の免許を受けているかその養成課程（124単位（うち専門82単位））を修了していること、二種は短期大学士の学位に加え、栄養士免許（養成施設の課程50単位）を受けていることが要件となっている。
- 栄養教諭は、制度創設時から、免許状の種類にかかわらず食に関する指導を行うための資質能力を身に付けるため、基礎資格として栄養士の免許を取得することに加え、標準的な免許状である一種免許状の取得のためには、管理栄養士養成のための教育課程と同程度の内容・単位数を修得することとすべきとされてきた¹。
- これは、学校給食法により求められる栄養教諭の業務において、生活習慣病の予防や食物アレルギーへの対応等についての児童生徒等に対する個別的な相談指導が含まれており、そのような個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する指導等を行うものとして管理栄養士が位置付けられているためである。
- 今般、全体の方向性として一種免許状・二種免許状を統合するとの方針が示されているところ、統合する場合における栄養教諭の基礎資格の扱いについても検討を行い、栄養教諭としての職務を遂行するために最低限必要な栄養に関する専門性を担保するため、現行制度と同様に栄養士免許を受けていることも認めることとする。
- ただし、高度な寄り添いが必要な子供たちが増えてきている中、個別的な相談指導の重要性は高まっており、これに対応する能力を身に付け、質を担保できるよう、管理栄養士免許を受けていることを標準的なものとして考え、管理栄養士免許を取得することが望ましいとする方針²を維持する。
- 管理栄養士免許を持たない栄養教諭については、採用した都道府県等において研修や資格取得を促す等の対応を求めるべきである。

¹ 「栄養に関する専門性として、免許状の種類にかかわらず食に関する指導を行うための資質能力を身に付けるため、基礎資格として栄養士の免許を取得することが必要と考える。

さらに、栄養に関する深い専門的知識・技術を養うために、標準的な免許状である一種免許状の取得のためには、管理栄養士養成のための教育課程と同程度の内容・単位数を修得することとすべきである。」（「食に関する指導体制の整備について（答申）」（平成16年1月中央教育審議会））

² 「栄養教諭は生活習慣病の予防や食物アレルギーへの対応等についての児童生徒に対する個別指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましく、管理栄養士免許を取得した者には、栄養教諭としての在職年数や免許法認定講習等における単位修得について配慮することが必要である。」（同上）

③ 科目区分

教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「栄養に係る教育等に関する科目」と「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」に再編する

- 科目区分を「教科（領域）等の指導法」「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2種類に再編するという全体の方向性を反映する。
- 栄養教諭でいう「教科（領域）等の指導法」は「栄養に係る教育に関する科目」であるところ、今般、当該区分に「道徳の理論及び指導法」等を分類することになるため、科目名を「栄養に係る教育等に関する科目」とする。

④ 各科目に含めることが必要な事項

【「栄養に係る教育等に関する科目」関係】

「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容」を「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法」、「特別活動の指導法」として「栄養に係る教育等に関する科目」に再編する

- 現行では一つの事項を、中学校教諭の見直しの方針に合わせて三つの事項に分けることとする。
- 児童生徒等を取り巻く環境の変化に応じ、道徳や総合的な学習の時間、特別活動等における食に関する指導のニーズの高まり等を踏まえ、それらの内容のみならず、指導法までを修得することとする。
- また、他の免許と同一のカリキュラムを活用できるよう、「教科（領域）等の指導法」に当たる「栄養に係る教育等に関する科目」に再編する。

「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び情報通信技術」に改める全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 全体の見直し方針であり、他の教諭と同様に考えるべきものであると考えられることから、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

【「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」関係】

今日的な教育課題解決に繋がる内容（「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」、「教育における多様性の包摂」、「教育データの活用及び人工知能」）を追加する全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 全体の見直し方針であり、他の教諭と同様に栄養教諭も必要なものと考えられることから、それぞれ追加することとする。
- 科目区分は中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を「教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。）」に改める全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 全体の見直し方針であり、他の教諭と同様に考えるべきものであると考えられることから、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の最低単位数を1単位から2単位にする他作業部会からの提言への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 本作業部会と同列に設置されている特別支援教育作業部会において、全体の見直し方針に追加すべきと提言があったものであり、この対応について、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

【その他】

免許法施行規則第66条の6（「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位）については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 他の教諭と同様に考えるべきものであると考えられることから、他の免許状での扱いに倣うこととする。

⑤ 単位数

合計修得単位数については必ずしも現行の二種免許状相当の単位数を前提とせずに再編を行う

- 今般の見直しにおいて、他の免許状については、基本的に現行の二種免許状相当の単位数を前提とし、全員に共通して必要な教職課程の単位数を設定し、それ以外は「強み専門性」に関する内容等として位置付ける方針となっている。
- 一方、栄養教諭については、栄養に関する専門性を確保するために、基礎資格としている管理栄養士又は栄養士の養成課程に必要な単位数が多いことから、特に現行の二種免許状取得に必要とされる教職課程の単位数は、最低限度に絞られている。
- 今般、学校において栄養教諭が他の教師と連携し、指導面でも更に活躍することが期待されている中、これを担保するために共通的に必要な学修内容を修得するためには、単位数については必ずしも最小限度にまで抑えられた現行の二種免許状をベースとして考えることなく、改めて必要な単位数を検討し、各事項を十分に修得可能な合計単位数を設定する。
- また、「栄養に係る教育等に関する科目」のうち、特に食に関する指導に必要とされると考えられる事項については、他の教諭にはない栄養教諭固有の専門性を担保するために重要な事項であり、児童生徒等の心身の健康課題が多様化・複雑化していることを踏まえ、いずれの教職課程においても十分な専門性を獲得する必要があることから、相応の単位数を設定する。

⑥ 強み専門性

「強み専門性」については、少なくとも管理栄養士養成施設の課程を修了している等の場合に設定できるものと整理する

- 養護教諭の「強み専門性」に係る記載（（1）⑤等）でも述べたとおり、教職課程で培われる専門性と、それ以外の学位課程で培われる専門性があるところ、栄養教諭については学位課程のほとんどが基礎資格である管理栄養士又は栄養士の養成課程となっている実情がある。
- また、栄養教諭に求められる専門性は栄養に関する知識・技能であるところ、これらの知識・技能は基礎資格である栄養士又は管理栄養士の養成課程において培われるものと整理されている。
- このため、栄養教諭は学位課程で履修する内容が他の教諭よりも固定的であり、かつ学位課程の中に個々の栄養教諭が深めていくべき専門性の基本的な要素が備わって

いることから、「強み専門性」のために追加的に修得すべき内容は設定しないものとする。

- 他方、個別的な相談指導の重要性は高まっており、これに対応する能力を身に付け、質を担保できるよう、管理栄養士免許を受けていることを標準的なものとし、管理栄養士免許を取得することが望ましいと考える。
- このため、免許状における「強み専門性」の付記の在り方を栄養教諭について考える上では、少なくとも、管理栄養士養成施設の課程を修了している等の場合にこれを付記できるものと整理し、具体的な方向性については、「強み専門性」の全体的な制度設計との整合を図るべきである。

⑦ その他

実際に現場に出た時に必要となる資質能力が担保されるよう、大学において学生を指導していくことが必要

- 例えば、食に関する指導と特に関係が深い、家庭科をはじめとした教科の指導に関する内容や、食に関する指導に係るコーディネート、カリキュラム・マネジメントに関する内容、実際に現場に出た時の児童生徒等や保護者への接し方の基礎等について、学校での指導経験を有する者などから現場感覚を含めた指導を行うことが有効であると考えられるところ、課程のみならず、大学での指導の質を担保するための仕組みの検討が求められる。

2. 採用について（栄養教諭のみ）

- 栄養教諭の採用選考について、栄養教諭を目指す学生のモチベーションを上げられるよう、
 - 採用選考試験について、実務経験の有無が結果を大きく左右するものではなく、養成課程で学ぶ内容も含め、栄養教諭に求められる役割及びそのために必要となる知識・技能が理論と実践の双方の観点からバランス良く問われるものとする
 - 一義的には都道府県等がそれぞれ実情に応じて判断するものではあるが、学校栄養職員からの任用替えのみならず、栄養教諭としての新規採用を推進する等の取組が重要と考えられる。
- 学校栄養職員ではなく、栄養教諭としての採用を促すには、今後、栄養教諭が配置されることによる効果を実態として示し、周知していくこと等が必要である。栄養教諭を配置することで、食に関する指導が大きく進むということであれば、未配置の学校でも同様の教育を受けられるよう、学校栄養職員等からの任用替えや新規採用の促

進につながると考えられる。

- また、その前提として、栄養教諭が食に関する指導に十分に携われるような環境が実現されていく必要がある。

3. 研修について（養護教諭・栄養教諭 共通）

- 養護教諭・栄養教諭とも、1校に複数人の配置がなされることは稀であり、初任時から同じ学校内で先輩から指導を受けることができず、現場において専門分野については1人で全てを対応しなくてはならないことも多い。さらに他の教諭と同様、児童生徒等や保護者との接し方等、現場に出てから直面し、学ばねばならないことも多く、教諭と同等の初任者等に対する研修の実施は必要である。
- 現状、ほぼ全ての都道府県等で養護教諭・栄養教諭を対象とした初任者研修・中堅教諭等資質向上研修に類する研修が行われているところ、これを維持し、今後も継続的な実施が求められる。
- また、研修の内容・方法については実施する都道府県等によって差が大きい。例えば、初任の養護教諭・栄養教諭向けに、他の学校の中堅養護教諭・栄養教諭から教えを受けられる機会を設けたり、学校内外での他業種・他職種との連携にも資すると考えられる他業種・他職種との合同・連携による研修の実施等、具体的な好事例を挙げたりするなどして、全国的な研修の質の向上が必要である。
- 児童生徒等を取り巻く環境の変化や、新たな課題への対応等に合わせ、養護教諭・栄養教諭の持つ知識・技能も時代に合わせてアップデートしていくことが必要であり、研修内容も、しっかりとそれを反映できるようにすることが重要である。
- 養護教諭・栄養教諭については研修で不在となる際に、代替教員が措置されることが少ないため、時間的・空間的に研修に参加しやすくするためには、研修による不在時の体制を整備しやすくするための方策が必要である。文部科学省においては、不在時等の体制整備を支援する事業を実施しているところであるが、今後は更に体制整備を充実できるよう支援を強化することが望まれる。

4. その他

（教科指導について）

- 養護教諭については、健康・衛生等に関する専門的な知識・技能や、全校的な広い立場から児童生徒等に関わるという立場を生かし、より効果的に学校教育を充実させられるよう、一定の勤務経験を有する者については、免許法の相当免許主義の例外として、当分の間、保健の教科の領域に係る事項を教授できることとなっている。

- この制度は、子供達の健康状態を近くで見ている立場から不登校や自殺等の一次予防として現場からのニーズもあると考えられ、養護教諭が行う保健教育実践に係る研究も蓄積されてきていることを踏まえれば、重要な仕組みと考えられる。
- 一方、1人1校配置が多く、保健室経営も担当していることが、養護教諭に教科指導を任せにくくしていると考えられ、そのための体制を取りやすくすることが求められる。
- 栄養教諭については、養護教諭のように免許法に相当免許状主義の例外規定は置かれておらず、単独で教科指導を行う場合は、特別非常勤講師として届出を行うこととなっている。しかし、食生活の多様化等により、栄養教諭の持つ食に関する高い専門性に基づく指導を行うことの重要性は高まっており、実態として、単独指導に近いかたちで食に関する教科指導を行っているケースもあるものの、教育課程の編成や他の教諭や地域との連携に当たっては、特別非常勤講師の立場では食に関する指導の指揮を執るに当たって十分な関与ができない場合がある。
- 今後、栄養教諭が学校における食に関する指導の中核として活躍し、現代的な課題に対応した食育を充実するためには、単独での教科指導をはじめ学校教育により深く参画していけるような仕組みやキャリアアップを促進する方策の検討が求められる。

(学校内における更なる活躍促進に向けて)

- 今後の学校のあり方を考える中で、養護教諭・栄養教諭がそれぞれ保健や栄養の分野の専門性を有しつつ、教諭という名称からも明らかなように、他の教諭と同様に「教育職員」と位置付けられている³ことを踏まえ、学校現場で必要とされる能力を伸ばし、他の教師とも連携し、教科等における指導への参画を進めるとともに、学校経営・運営方針の策定への参画や学年・学級経営への参画を進めるなど、学校教育の質を向上させていくための在り方について、引き続き模索していくことが必要である。

³ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項。